



鑑定人資格を有する社員の操縦するドローンを活用した 損害サービスの開始について

2017年5月10日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：金杉 恭三）は、損害サービス調査におけるドローン※¹の活用方法として、損害保険鑑定人※²資格を有する当社社員が、自らドローンを操縦※³した、大規模災害や広域風雪災の損害調査を、5月から開始します。本年度下半期以降、東京・名古屋・大阪に、ドローンを操縦する社員を常駐させ、全国均一の損害サービスを実現していく予定です。

大規模な自然災害や火災発生時には、一度に多くのお客さまが被害に遭われていることから、迅速な損害調査が必要になりますが、人が立ち入り難い場所は、損害保険鑑定人による迅速な現場立会が困難です。

これに対しドローンを活用した損害調査では、人が立ち入り難い場所の、上空からの全体撮影などが可能であり、また山岳・法面・海上・水面近くなどで、さまざまな角度からの撮影なども可能になります。

これらに加えて、当社の損害保険鑑定人が自らドローンを操縦することで、外部業者に委託することなく、必要な部分を効率的に損害調査できるため、大規模な自然災害や、火災事故等における保険金お支払までの時間が、従前に比し、大幅に短縮することができます。

今後、サーモセンサーを積んだドローンの飛行によって、広範囲に設置された太陽光パネル損害の効率的な調査や、また損害サービスの分野のみならず、大口火災保険契約締結の際のリスクサーベイ（評価鑑定）に活用できないか研究を進めるなど、これまでになく高品質なお客さま対応を実施します。

当社は、今後も最先端のICT（Information and Communication Technology）を活用したサービス向上に努めてまいります。

（ドローン飛行の様子：別紙写真参照）

- ※¹ ドローンとは、元々軍用に開発された自律移動する端末ロボットのうち、小型の無人航空機のことを指し、近年では商業用や、民間利用も増加傾向にあります。
- ※² 損害保険鑑定人とは、損害額の鑑定、事故の原因・状況調査などを行う専門家で、日本損害保険協会の実施する認定試験に合格し、該協会に登録されている者を指します。
- ※³ 人口密集地域などにおいて、ドローンを操縦するには、一定時間の飛行訓練の後、国交省に対し、機体・パイロットの包括申請を行い、その許可を得る必要があります。

以上

(別紙) ドローン飛行の様子

